

JR東日本は 被告全員を懲戒解雇し 毅然とした姿勢を貫徹

東京地裁が下した有罪判決に基づき、JR東日本は8月30日、被告7名のうち、すでに退職している斉藤被告を除く、社員籍のある6名全員を懲戒解雇しました。処分の事由は、「会社施設内において当社社員に対し行った行為が、強要の罪にあたる」として、平成19年7月17日、東京地方裁判所にて有罪判決を受けた。この行為は、職場秩序を著しく乱し、また、会社の信用を著しく失墜せしめたものであり、社員として極めて不都合であるため」ということです。

1. JR東労組は懲戒解雇を

「死刑」だとして猛烈抗議！

JR東労組はこれに激しく反発して声明を発し、「会社は美世志会6名に、『懲戒解雇』を発令した。即ち、即時首である。われわれ労働者にとって、首切りは「死刑」を意味するのだ。美世志会はもとより、家族は路頭に迷う。子どもたちの夢は打ち碎かれるのだ。その痛みを会社は分かっているのか！分かってこのような過酷な処分を発令しているのか」（大宮地本見解）などと会社に抗議しました。

「美世志（みよし）会」とは、被告らの勾留日数（344日）にちなんで、JR東労組が彼らを英雄視して付けた、7名を指す名称です。なお、被告7名は、現在、JR総連やJR東労組の役職員であり、組

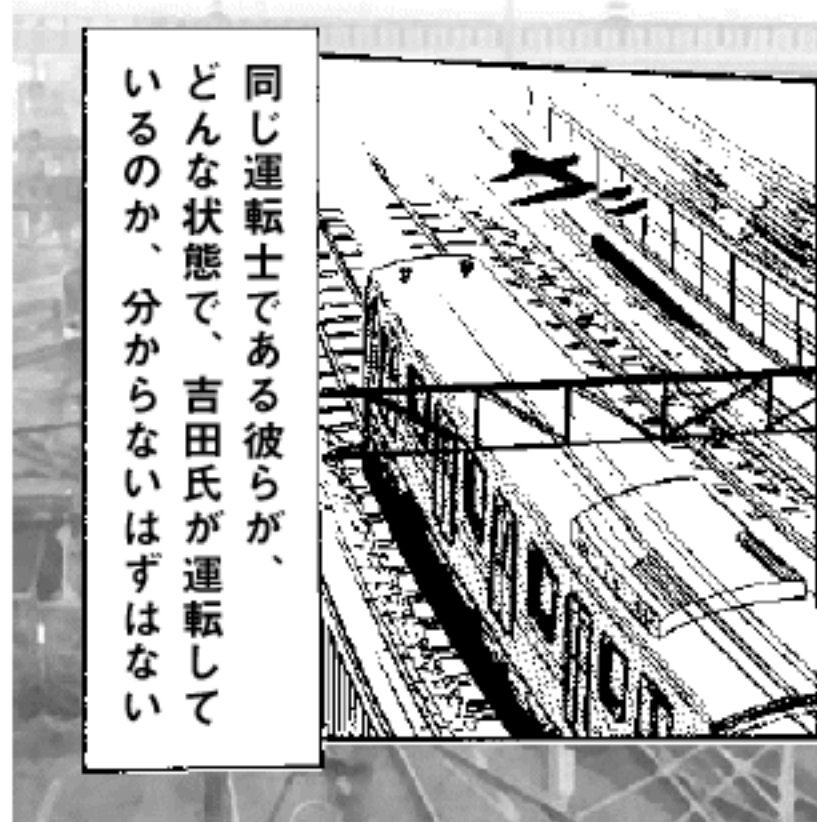
合員の組合費で雇用されています。

確かに懲戒解雇は労働者にとって最も厳しい処分ではありますが、一方で、JR東労組は、彼らの脅迫により退職させられた吉田氏の尊厳や人生はどうでもよいのでしょうか。会社の首切りを「死刑」というなら、労働組合が労働者を退職させたことは、仲間を「自殺」に追い込んだことになるのではないのでしょうか。

2. JR東日本は毅然とした姿勢を貫徹

浦和電車区事件の刑事事件化を契機に、JR東日本のJR東労組に対する姿勢に変化が表れ、会社は毅然とした姿勢を貫いています。

判決を控えた2007年6月3日、JR総連大会にJR東日本の富



同じ運転士である彼らが、どんな状態で、吉田氏が運転しているのか、分からないはずはない



英世志会への不当処分を満腔の怒りをもって、糾弾する！

8月30日、会社は英世志会6名に、「懲戒解雇」を発令した。即ち、即時解雇である。われわれ労働者にとって、首切りは「死刑」を意味するのだ。英世志会はもとより、家族は路頭に迷う。子どもたちの夢は打ち砕かれるのだ。その痛みを会社は分かっているのか！分かってこのような過酷な処分を発令しているのか。「社員である以上犯罪であってほしい」「裁判の推移を見守る」などと、この間の会社幹部の発言は、その場限りの言葉であったと言わざるえない。

会社はこの不当処分の根拠を7月17日の不当判決に求めている。まさに60回に及ぶ公開で明らかになった真実や事実を言及することもなく顧みず、また、浦和電車区の関係者に何一つ聞くこともなく、会社は第一審判決のみを判断基準として「懲戒解雇」とした。すなわち、会社は判決に基づいた処分だから、責任は判決を出した裁判所にあると言うのだろう。判決の事由を書いた「判決文」を手にする事もなく発令したことは何よりも証拠である。

何故にそれほどまでに会社は処分を急ぐ必要があるのか。日本の司法制度は「三審制」である。何故、最終判決を待てないのか。つまり、経営の立場から見れば、公安事件にまみれた英世志会は、それが「国家機密」で労働組合組織破壊の疑念であっても、日比谷野外音楽堂に5,000名を集め70万署名を集めた「えん罪事件」であっても、英世志会はJR東日本に居てもらっては困る存在なのである。

われわれは、この間、職場からの隠微と裏切を通じて、「えん罪・JR浦和電車区事件」の本質は、早利を守り組合員の利益を守る当たり前の組合運動を許さない攻撃であることを見事に示した。東労組破壊に利用されそうになったY氏に対して、話しを聞き一人前の労働者として、運転士として立ち振るわせようという取り組みが「犯罪」にされたのである。会社は当時のY氏を立ち回らせる組合の活動に、期待をしていたのではないが、そのような経過を見ようともせず、第一審判決のみで、あたりまえの組合運動を否定し、英世志会や家族の人生を奪い取る「懲戒解雇」が出されたのである。そのようなことは、労働組合として断じて許すことはできない。労働者として、人間として、この不当極まりない「懲戒解雇」に満腔の怒りを持って糾弾する！

会社は処分理由に「職場秩序を乱した」「社会的信用を失墜させた」ことを挙げている。いわゆる「世間体」を気にして、会社の意にそくわないものは排除するという論理である。英世志会が会社の敵になったといっても過言ではない。一地方支社の判断を越え、本社の判断が今回の処分に関与しているのだ。現場で発生している事実にはおかしな、机上判断はなほだしではないか！

現在、現場第一主義が風化し、本社第一主義の事象が全国各地で顕著に現れている。会社の発展の名の下に我々のみが、犠牲を強いられていなかったらどうか。われわれに「コンプライアンス」等と一方的にささやき、さまざまな不正を求めてきた。しかし、一方で、全国各地で労働基準法違反やサービス残業が多々発生しているのだ。現場第一主義は、安全第一主義であって、その根柢にあるのは人間第一主義なのである。そのことの、討論を現場で展開し、今一度この会社を創りだすのは、会社一側経営幹部のみでなく、現場第一線で働くわれわれでもあることを再認識したたかいをつくろいよう！

この「懲戒解雇」という不当処分に怒りと悔しさをもって、絶対に許さない意志を明らかにする。そして、完全無罪を勝ち取るまでたたかい抜くことを宣言する。

高笑は一つ、今こそ全職場から、英世志会と共にたたかい抜こう！！

2007年 8月30日
東日本旅客鉄道労働組合
大宮地方本部執行委員会

会社の被告の懲戒解雇を糾弾する声明（JR東労組大宮地本）

田常務（現・副社長）が出席し、「浦和事件について、会社は、事の真実については司法の場において明らかにされていくものと考えており、慎重にその推移を見守っていく立場である。職場秩序に関わることであり、『是々非々』の立場で対応する必要があると考えている」などと挨拶しました。また、7月1日にはJR東労組大会に清野社長が出席し、「浦和電車区事件について、先ほど富田常務批判が出たが、会社としては事の真実について司法の場で明らかにされるので、その推移を見守っていくのは常務だろうと社長だろうと当然の立場だ。さらに言えば、社会人としての質を兼ね備えているのであれば、改める

ことがあるならば、謙虚に改める姿勢が必要ではないか」と発言し、JR東労組の姿勢を牽制しました。

懲戒解雇撤回の運動にも厳しく対応

JR東労組は、会社への申し入れ、署名活動、抗議集会、裁判所への仮処分申請など、解雇撤回にむけて様々な取り組みを開始しましたが、これに対してもJR東日本は、毅然とした姿勢を貫いています。2007年10月22日の団体交渉で、会社は処分事由などについて、「社会通念・過去事例に照らして妥当だということだ」「安全第一を求

社員の皆さんへ

JR東日本は「安全」を最優先の課題とし、「安全」、「良質なサービス」確保に会社を挙げて日々取り組んでいます。その基盤をなすものは、安心して働ける職場環境であり、その意味で「職場環境の確保」が最重要課題と考えています。

いわゆる「浦和電車区事件」については、職場内で特定の社員に対して強制的な行為があったとして、7月17日に東京地方裁判所から刑法第223条にあたる有罪判決が言い渡されました。会社は、7名の行為が、強要の罪にあたり、この行為は、職場秩序を著しく乱し、また、会社の信用を著しく失墜せしめたものであり、社員として極めて不都合であることから、就業規則に基づき、8月末に7名中6名（1名は既に退職）に対し懲戒解雇処分を決定しました。これは、約4年半に亘る裁判所の審理を経た判決を踏まえた、適切な判断であると考えています。

一方、現在処分撤回を求める署名活動が行われていると聞いています。署名等の組合活動に会社は関与する立場にはありませんが、社員の皆さんが職場環境の確保に十分に留意しながら、お客さまから信頼されるJR東日本づくりを目指して奮闘することを強く期待しています。

大宮支社長

JR東日本の職場掲示「社員の皆さんへ」（2007年11月15日）

める企業で、刑法の条文に該当する行為が施設内で行われたということだ」「刑法犯は一審判決で（処分を）出すのは社会通念上妥当だと思っている」と回答しています（東労組情報による）。

また11月15日には、各支社長名で、「社員の皆さんへ」と題する浦和電車区事件に関する見解を職場に掲示しました。この中で会社は、懲戒解雇に至る経過と事由を明記したうえで、「これは、4年半に亘る裁判所の審理を経た判決を踏まえた、適切な判断であると考えています」と述べ、処分の正当性を社員に周知しました。

さらに11月には、JR東日本の常務が大宮支社内の職場での挨拶で浦和電車区事件に触れ、「会社として当然の処分を行ったと思います」「処分を出さなければ社会一般からみれば異常な会社だと言われてしまう。今、この処分に対する取り組みがあるようだが、社長に対して異を唱えるといった取り組みをする以上は覚悟してやってもらいた

不当懲戒解雇処分撤回闘争委員会 闘争委員会情報

No.63
2008年
6月 5日
JR東労組 本 部

「署名するなら覚悟しろ」発言は組合活動への不当介入

本社小倉常務発言を許さない！



本日、本部は本社・小倉常務の「署名するなら覚悟してやってももらいたい」という発言は不当労働行為にあたることを東京労働委員会に救済請求の申立てをしました。



昨年8月30日、JR東日本は労働委員会に対して懲戒解雇処分を求めた。さらに、処分後取り戻した「懲戒解雇処分」の撤回を求める署名活動に対して、本社・小倉常務は「署名するなら覚悟してやってももらいたい」と発言、不当労働活動を侵害した。

本闘争委員会に於ける組合活動への不当介入に対し、部長を中心し、部長と発言の撤回を求めた。しかし会社は撤回も撤回の意思も示さなかったため、本日、署名等への申立てを行った。

請求した救済内容

1. JR東日本は「懲戒解雇処分」撤回を求める署名活動について、労働組合活動を不当介入してはならない。
2. 会社は謝罪文を職場の見やすい場所に10日間掲示しなければならぬ。

美世志会の早期職場復帰を勝ち取ろう！

JR東日本常務の発言を糾弾するJR東労組の情報

い」と述べました。JR東労組は、この発言が不当労働行為だとして、2008年6月5日、東京都労働委員会に救済申立てを行いました。

被告6名がJR東日本に提起した懲戒解雇処分の無効を求める民事訴訟についても、「仮に、吉田に非があり、東労組から脱退させるべきと考えたとしても、組合規約に基づく除名の手続があるにも拘らず、多数で吉田に対し、害悪を告知して脱退、退職を強要したことは到底許されるものではない」「原告らの行為は、被告の職務上の規律を著しく乱し、一般社員に及ぼした負の影響は計り知れない」などの趣旨の主張をして、会社は処分の正当性を主張し、一歩も引かない姿勢を貫いています。

こうしたJR東日本の姿勢に対して、JR東労組元会長の松崎氏をはじめ、彼らが労務政策の変更に過敏に反応し、対立姿勢を強めていることは上述した通りです（89ページ）。